

定 款

株式会社 **フジ・メディア・ホールディングス**

目 次

第 1 章	総 則	1
第 1 条	商 号	1
第 2 条	目 的	1
第 3 条	本店の所在地	2
第 4 条	機 関	2
第 5 条	公告の方法	2
第 2 章	株 式	2
第 6 条	発行可能株式総数	2
第 7 条	単元株式数	2
第 8 条	単元未満株式についての権利	2
第 9 条	自己の株式の取得	2
第 10 条	外国人等の株主名簿への記載又は記録の制限	3
第 11 条	株式取扱規則	3
第 12 条	株主名簿管理人	3
第 3 章	株 主 総 会	3
第 13 条	招 集 時 期	3
第 14 条	基 準 日	4
第 15 条	招集権者及び議長	4
第 16 条	電子提供措置等	4
第 17 条	決 議 方 法	4
第 18 条	議決権の代理行使	4
第 4 章	取締役及び取締役会	5
第 19 条	員 数	5
第 20 条	選 任	5
第 21 条	任 期	5
第 22 条	代表取締役及び役付取締役	5

第23条	招集権者及び議長	6
第24条	招集通知	6
第25条	決議の省略	6
第26条	取締役への重要な業務執行の決定の委任	6
第27条	取締役会規定	6
第28条	報酬等	6
第29条	取締役との間の責任限定契約	6
第30条	相談役	7
第5章	監査等委員会	7
第31条	常勤の監査等委員	7
第32条	招集通知	7
第33条	監査等委員会規則	7
第6章	計算	7
第34条	事業年度	7
第35条	剰余金の配当の基準日	7
第36条	中間配当	7
第37条	除斥期間	8
附則		8

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 本会社は、株式会社フジ・メディア・ホールディングスと称し、英文では FUJI MEDIA HOLDINGS, INC. と表示する。

(目 的)

第 2 条 本会社は、以下の事業を営む会社（外国会社を含む）、組合（外国における組合に相当するものを含む）その他これらに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の経営管理をすることを目的とする。

1. メディア事業一般
2. 放送法に基づくテレビジョン放送
3. 放送業務一般
4. 放送番組、録音・録画物及び映画の制作、販売、配給並びに輸出入に関する業務
5. 出版物の刊行並びに販売
6. 放送関連技術の開発、指導並びに販売
7. 電子機器、情報機器及びその利用技術の開発、指導並びに販売
8. 映画、音楽、美術、その他の文化事業及びスポーツ事業の企画、制作、興行並びにその販売
9. 著作権、著作隣接権及び工業所有権の取得並びに使用許諾
10. 著作物・標章等を複製、使用した録音・録画メディア、日用品雑貨、スポーツ用品、衣類、家具、飲食物の販売
11. インターネット等におけるコンテンツ企画、制作、配信及び販売
12. 政治、経済、文化、生活、その他の情報収集、処理及び販売
13. 不動産、設備、機器及びその使用权の賃貸
14. 電気通信事業法に定める電気通信事業
15. 前各号に附帯又は関連する一切の業務
16. 前各号に掲げる事業以外の事業

② 本会社は、前項各号に附帯又は関連する一切の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第 3 条 本会社は、本店を東京都港区に置く。

(機 関)

第 4 条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告の方法)

第 5 条 本会社の公告は、東京都において発行する産業経済新聞に掲載する。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 本会社の発行可能株式総数は、9 億株とする。

(単元株式数)

第 7 条 本会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己の株式の取得)

第 9 条 本会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(外国人等の株主名簿への記載又は記録の制限)

第10条 本会社は、次の各号に掲げる者（以下、「外国人等」という。）のうち第1号から第3号までに掲げる者により直接に占められる議決権の割合とこれらの者により第4号に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合とを合計した割合が本会社の議決権の5分の1以上を占めることとなるときは、放送法の規定に従い、外国人等の取得した株式について、株主名簿に記載又は記録することを拒むことができる。

1. 日本の国籍を有しない人
2. 外国政府又はその代表者
3. 外国の法人又は団体
4. 前3号に掲げる者により直接に占められる議決権の割合が総務省令で定める割合以上である法人又は団体

(株式取扱規則)

第11条 本会社の株主名簿への記載又は記録、質権の登録又は抹消、信託財産の表示又は抹消、法令で定める株主の権利の行使に関する事項等その他株式に関する手続き及びその手数料については、取締役会で定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第12条 本会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- ③ 本会社の株主名簿、新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、本会社においては取扱わない。

第3章 株主総会

(招集時期)

第13条 本会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じ随時これを招集する。

(基準日)

第14条 本会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第15条 本会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により、取締役会長が招集し、その議長となる。

- ② 取締役会長が空席又は支障があるときは、取締役社長がこれに代わり、取締役社長が空席又は支障があるときは、あらかじめ取締役会で定めた取締役会規定の順序により他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第16条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議方法)

第17条 本会社の株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

- ② 会社法第309条第2項の規定によるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第18条 本会社の株主又はその法定代理人は、本会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、株主総会における議決権を行使することができる。

- ② 前項の代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を本会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員 数)

第19条 本会社の取締役は、18名以内とする。

- ② 前項に定める取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選 任)

第20条 本会社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

- ② 本会社の取締役の選任決議については、累積投票によらない。
- ③ 監査等委員である取締役の補欠者の予選に係る決議の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任 期)

第21条 本会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 本会社の監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 本会社を代表する取締役は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会の決議によって選定する。

- ② 本会社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名のほか、必要に応じて取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定すること

ができる。

(招集権者及び議長)

第23条 本会社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会長が招集し、その議長となる。

- ② 取締役会長が空席又は支障があるときは、取締役社長がこれに代わり、取締役社長が空席又は支障があるときは、あらかじめ取締役会で定めた取締役会規定の順序により他の取締役がこれに代わる。

(招集通知)

第24条 本会社の取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

(決議の省略)

第25条 本会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役への重要な業務執行の決定の委任)

第26条 本会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規定)

第27条 本会社の取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定める事項のほか、取締役会の決議により定める取締役会規定による。

(報酬等)

第28条 本会社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役との間の責任限定契約)

第29条 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、

1千万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(相談役)

第30条 本会社は、取締役会の決議により相談役を置くことができる。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第31条 本会社の監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(招集通知)

第32条 本会社の監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

(監査等委員会規則)

第33条 本会社の監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定める事項のほか、監査等委員会の決議により定める監査等委員会規則による。

第6章 計 算

(事業年度)

第34条 本会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第35条 本会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第36条 本会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(除斥期間)

第37条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、本会社はその支払の義務を免れる。

附 則

- ① 定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
- ② 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
- ③ 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

1957年11月18日	制 定
1958年11月28日	商号変更、公告掲載紙商号変更、一部削除
1962年 8 月29日	取締役定数変更
1962年11月28日	本店移転、取締役副社長新設
1966年 6 月14日	取締役定数変更、専務取締役定数変更
1966年11月25日	株式譲渡制限規定追加
1971年 5 月26日	代表取締役変更、専務取締役定数変更
1971年11月24日	取締役副社長定数変更
1974年11月27日	商法改正に伴う変更、株式総数の変更、決算期の変更
1976年11月19日	株主の新株引受権規定削除
1982年 6 月24日	取締役定数変更
1983年 6 月30日	事業目的、株式併合に伴う株式関係の変更、議決権の変更
1984年 6 月28日	英文社名変更
1987年 6 月25日	取締役定数変更
1988年 6 月30日	公告掲載紙変更、取締役会長代行新設
1990年 6 月27日	取締役会長代行規定削除
1992年 6 月23日	商法改正に伴う株式の記名式を削除
1993年 6 月30日	代表取締役変更、株主総会及び取締役会招集者の変更
1994年 6 月28日	商法改正に伴う監査役関係の変更・新設 取締役会規定に関する条項新設、公告掲載紙変更
1995年 6 月29日	端株及び端株主に関する規定追加、顧問設置規定削除 名義書換代理人規定新設
1997年 3 月18日	本店所在地変更、端株の取扱追加、取締役会決議方法の変 更、補欠監査役の任期の変更
1997年 6 月27日	株式名義書換停止期間の変更、基準日の規定新設 取締役定数変更、監査役会招集通知時期の変更 転換社債に関する規定新設

1997年7月1日	会社が発行する株式総数の変更、額面株式の券面額変更株式譲渡制限規定撤廃
1998年6月26日	端株主への権利付与、外国人等の株主の株式名簿への記載の制限 株券等の保管振替制度参加に伴う変更、自己株式の消却に関する規定新設
2000年6月29日	事業目的の一部追加変更、取締役会決議による自己株式の取得の効力に関する付則の一部変更
2001年6月28日	取締役会長と取締役社長の権限の整備、株主総会の招集者及び議長並びに取締役会の招集者及び議長の改訂
2002年6月27日	商法等の改正に伴う額面株式の廃止及び自己株式消却特例法の廃止等に関する変更
2003年6月27日	事業目的の一部追加変更、株券喪失登録簿に関する変更取締役副会長新設、監査役の任期伸長に関する変更
2004年5月20日	会社が発行する株式総数の変更
2004年6月29日	自己株式の取得に関する条項追加、株主総会特別決議の定足数変更
2005年6月29日	会社が発行する株式総数の変更、株主名簿閉鎖に関する規定削除、取締役定数変更、取締役任期変更
2006年6月29日	株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供新設、取締役会決議の省略新設、社外役員との間の責任限定契約新設、その他会社法等施行に伴う変更、電波法等改正に伴う外国人等の株主名簿への掲載又は記録の制限の変更
2008年6月27日	外国人等の株主名簿への掲載又は記録の制限の表記変更
2008年10月1日	商号変更、事業目的変更

2009年6月26日	株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律施行に伴う株券発行に関する規定削除
2013年5月15日	発行可能株式総数の変更、単元株式数に関する条項新設
2013年6月27日	単元未満株式についての権利に関する条項新設
2015年6月25日	会社法改正に伴う責任限定契約締結対象の拡張
2020年6月25日	監査等委員会設置会社への移行に関する変更
2022年6月28日	株主総会参考書類等の電子提供措置等の新設、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の削除に関する変更